



# 地域未来投資促進法 支援制度のご案内

山口県地域未来投資促進基本計画 山口県及び19市町策定

地域経済牽引事業を様々な支援制度で応援します

## ? 地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「**地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）**」を実施する事業者に対し、**様々な支援**を行うものです。

支援制度の内容は、『**①支援制度**』を参照

対象となる事業は、『**②対象事業**』を参照

## 1 支援制度

### ■ 設備投資に対する支援措置

#### ■ 法人税の課税の特例

国税

先進性を有する事業に必要な設備投資に対し、税額控除や特別償却により設備投資を行った**初年度の法人税の負担が軽減**されます。

【適用期限：令和9年度末まで】

税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

		機械装置・器具備品		建物・附属設備・構築物	
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
上乗せ 類型 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること</li> <li>○ パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること</li> <li>○ 設備投資額が10億円以上</li> <li>○ 上乗せ類型A①②の要件を両方満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上</li> </ul>	50%	6%		
上乗せ 類型 A ①②③	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上</li> <li>② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、3億円以上の付加価値額を創出すること</li> <li>③ 【地域経済の成長と発展に資する業種】に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること</li> </ul> 上記①～③のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること（※） （ただし、未来法上の中小企業者は労働生産性の伸び率は4%以上とする） （地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について）	50%	5%	20%	2%
通常類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備投資額が1億円以上であって、総額が前年度減価償却費の25%以上であること（※）</li> <li>○ 事業に先進性があること（労働生産性の伸び率4%以上、または、投資収益率5%以上）等</li> </ul>	35%	4%		

- ・被災自治体向けの「災害特例」については、先進性に係る要件が緩和されております。
- ・上乗せ類型A③は、地域経済牽引事業の計画承認日が令和7年4月1日以降である必要があります。
- （※）事業計画の承認日が令和7年3月31日以前である場合、経過措置として、上乗せ類型Aで求められる「1億円以上の付加価値額を創出すること」に関する要件は不要となります（A②除く）。また、通常類型においても「設備投資額が2,000万円以上であって、総額が前年度減価償却費の20%以上であること」となります。

### ■ 地方税の課税免除

県税

市町税

先進性を有する事業※1に必要な土地・家屋等の取得（取得価額の合計が1億円超※2に限る）に対し、**地方税（不動産取得税・固定資産税）が一部免除**されます。

税目	対象	支援措置	備考
【県税】不動産取得税	土地・家屋	課税免除	
【市町税】固定資産税	土地・家屋・構築物	課税免除（3年間）	一部市町のみ

※1 地域未来投資促進法第25条における『主務大臣が定める基準』に適合することにつき、国の確認が必要

※2 農林漁業及びその関連業種は5千万円超

### ■ その他の支援措置

- ・ 事業承継に係る融資を受ける際、経営者保証を不要とする信用保証制度
- ・ 地域団体商標の登録料等の減免 など

# 2 対象事業

最長  
5年

## ■ 地域経済牽引事業計画期間内であること

- ・ 最長5年間

## ■ 促進区域内での計画であること

- ・ 促進区域»山口県全域

山口県  
全域が  
対象

地域の  
特性  
を活用

## ■ 地域の特性を活用した計画であること

- ・ 産業の集積（基礎素材、輸送用機械、環境・エネルギー、医療等）を活用した成長ものづくり分野
- ・ 産業インフラ（道路網、港湾、工業用水等）を活用した成長ものづくり分野
- ・ 県内農林水産物や加工品等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ・ DX推進拠点「Y-BASE」等のノウハウを活用したデジタル分野
- ・ 多彩な観光資源やエネルギーインフラを活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ・ 豊かな自然環境等の地域資源を活用した脱炭素エネルギー分野
- ・ 県内大学等における医療・健康福祉関連の研究から得られる知見を活用したヘルスケア分野



瀬戸内のコンビナート



医療・健康福祉  
関連研究



山口グッと産品



DX推進拠点「Y-BASE」



国宝  
瑠璃光寺五重塔



森林バイオマス

## ■ 高い付加価値を創出する計画であること

- ・ 付加価値増加額が5年間で5,013万円を上回ること

※付加価値額＝売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課

高い  
付加価値  
を創出

## ■ 地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれること

※数値は5年計画の場合

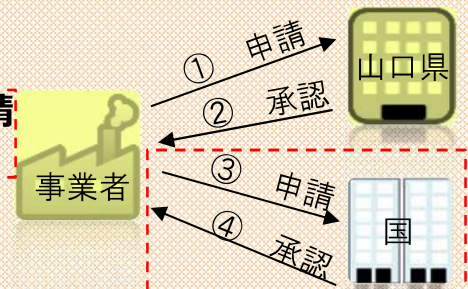
項目	相当の経済的効果
取引額	3.5%以上増加 or 6,800万円以上増加
売上げ	3.5%以上増加 or 6,800万円以上増加
雇用者数	10%以上増加 or 5人以上増加
給与支払額等	12%以上増加 or 2,200万円以上増加

相当の  
経済的  
効果

# 3 手続き

- ① 事業者が「地域経済牽引事業計画」を作成し、県に申請
- ② 県が計画を承認
- ③ 事業者が先進性等に係る「確認申請書」を作成し国に申請
- ④ 国が「確認書」を交付
- ⑤ 各支援制度の活用

※③④は、設備投資に対する支援制度を利用する場合にのみ必要です。  
※計画の申請にあたっては、事前にお問い合わせ先へご相談ください。



お問い合わせ先 山口県 産業労働部 産業政策課

山口県 地域未来投資促進法

検索

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL：083-933-3166

MAIL：a16100@pref.yamaguchi.lg.jp

